

社会福祉法人釜石愛育会 役員及び評議員に対する報酬並びに  
費用弁償に関する規程

制定 平成29年6月28日（評議員会議決）

改正 令和元年12月27日

改正 令和2年3月12日

（目的及び意義）

第1条 この規程は、社会福祉法人釜石愛育会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬並びに費用弁償（以下「報酬等」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 役員とは、定款第15条に基づいて置かれる理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (3) 非常勤役員とは、常勤理事以外の者をいう。
- (4) 評議員とは、定款第5条に基づいて置かれる者をいう。
- (5) 報酬とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

（報酬の支給）

- 第3条 法人は、役員に職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 評議員には、定款第8条で定める金額の範囲内で、報酬を支給することができる。
  - 3 法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

但し、正規の勤務時間外に開催される理事会等に出席した場合には、非常勤理事に準じて報酬を支給することができる。

(年間報酬総額)

第4条 この法人の全理事の報酬総額は、年間1,600,000円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間300,000円以内とする。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第5条 理事長及び理事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合にあっては、第6条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 評議員が、評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。

(理事長等の勤務報酬等)

第6条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表2により報酬を支払うことができる。

(監事の報酬等)

第7条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬を支払うことができる。なお、理事会に出席し、同日にあわせて監査業務を行った場合は、第2項の報酬はこれを支払わないものとする。

2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導監査への立会並びに運営状況の指導又は業務監査及び会計検査等の監査業務を行ったときは、別表2により報酬を支払うことができる。

(費用弁償)

第8条 この法人は、役員及び評議員がその職務の執行にあたって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、必要により事前に概算額を支払い、職務終了後精算することができる。

2 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、別表3により報酬及び旅費を支給することができる。ただし、日当は支給しない。

- 3 旅費は、社会福祉法人釜石愛育会職員旅費規程に準ずる。
- 4 業務遂行に必要な経費を、実費を原則として支給できる。
- 5 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

(報酬等の支給方法)

第9条 役員及び評議員に対する報酬は、理事会又は評議員会への出席等法人及び施設の運営のための業務にあたった都度、支給するものとする。

- 2 賞与及び退職慰労金は支給しないものとする。
- 3 報酬等は通貨をもって、本人に支給するものとする。ただし、法令に基づき役員等の報酬から控除すべき金額がある場合には、その役員等に支払うべき報酬の金額から、その金額を控除して支払うものとする。

(公表)

第10条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の決議をもって行う。

附則

この規程は、平成29年6月28日（評議員会の議決日）から施行する。

附則

この規程は、公布の日から施行する。

附則

この規程は、公布の日から施行し、平成31年4月1日より適用する。

別表1 役員等の出席報酬日額

名 称	職 務	報 酬
理事会出席報酬	理 事	6,000円
	監 事	6,000円
評議員会出席報酬	評議員	6,000円
	理事長	6,000円
	監事	6,000円

別表2 業務報酬日額

名 称	報 酬
理事長業務報酬	6,000円
理事業務報酬	6,000円
監事業務報酬	6,000円

別表3 出張旅費等

区 分	支給額	摘 要
報 酬	6,000円	県内外問わず一日当たりの支給額
宿泊費	県内	10,800円
	県外	13,100円
交通費	実 費	社会福祉法人釜石愛育会職員旅費規程 に準ずる
食卓料	2,600円	
諸経費	実 費	